

医政発 0331 第 34 号  
平成 27 年 3 月 31 日

各都道府県知事殿

厚生労働省医政局長

はり師及びきゅう師養成施設指導ガイドラインについて

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成 26 年法律第 51 号)、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令」(平成 27 年政令第 128 号)及び「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う文部科学省・厚生労働省関係省令の整備に関する省令」(平成 27 年文部科学省・厚生労働省令第 2 号)により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和 22 年法律第 217 号)等の一部が改正され、平成 27 年 4 月 1 日から、はり師及びきゅう師に係る養成施設の認定・監督権限が厚生労働大臣から都道府県知事に移譲されることになる。

これに伴い、別紙のとおり、新たに「はり師及びきゅう師養成施設指導ガイドライン」を定めたので、貴管下の関係機関に対し周知徹底を図られるとともに、貴管下の養成施設に対する指導方よろしく願います。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

[別紙]

## はり師及びきゅう師養成施設指導ガイドライン

### 1 認定についての原則

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号。以下「法」という。）第2条第1項の規定に基づく認定は、次の養成施設に区分することとし、(1)、(4)、(5)、(7)の養成施設（以下「あん摩マッサージ指圧師等養成施設」という。）にあっては厚生労働大臣が認定するものであって、(2)、(3)、(6)の養成施設（以下「はり師・きゅう師養成施設」という。）は都道府県知事が認定するものであること。

なお、設置者ははり師・きゅう師養成施設の申請等を行う場合は、その所在地の都道府県知事に申請等するものであること。

また、既存の養成施設が新たな養成施設を設けるときには、教育課程の変更ではなく、新たな認定を行うものであること。

- (1) あん摩マッサージ指圧師養成施設
- (2) はり師養成施設
- (3) きゅう師養成施設
- (4) あん摩マッサージ指圧師はり師養成施設
- (5) あん摩マッサージ指圧師きゅう師養成施設
- (6) はり師きゅう師養成施設
- (7) あん摩マッサージ指圧師はり師きゅう師養成施設

### 2 設置計画書に関する事項

(1) はり師・きゅう師養成施設を設置しようとする者は、様式1による養成施設設置計画書を、授業開始予定日の1年前までに養成施設の設置予定地の都道府県知事に提出すること。

(2) はり師・きゅう師養成施設の学生の定員を増加するため、学則の変更について都道府県知事の承認を受けようとする者は、変更を行おうとする日の1年前までに様式2による定員変更計画書を、当該養成施設の所在地の都道府県知事に提出すること。

### 3 認定の申請等に関する事項

はり師・きゅう師養成施設にかかるあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師等に関する法律施行令（平成4年政令第301号。以下「令」という。）第2条の認定の申請又は令第3条第1項の変更の承認の申請は、遅くとも授業を開始しようとする日（変更の承認にあっては、変更を行おうとする日）の6か月前までに養成施設の設置予定地（変更の承認に当たっては、所在地）の都道府県知事に申請すること。

#### 4 設置者に関する事項

設置者は、国及び地方公共団体が設置者である場合のほか、営利を目的としない法人であることを原則とすること。

#### 5 学則に定めることが必要な事項

次に掲げる事項は、必ず学則に規定すること。

- (1) 養成施設の名称
- (2) 位置
- (3) 教育課程（高等学校卒業等又は中学校卒業等の別、視覚障害者又は視覚障害者以外の者の別、昼間又は夜間の別及び科目ごとの時間数）
- (4) 養成施設の種類及び教育課程ごとの1学年の定員、修業年限及び学級数
- (5) 養成施設の休日及び年間必要授業日数
- (6) 教職員の職名及び定員並びに専任教員の定員
- (7) 入学資格、入学者の選考の方法、入学手続
- (8) 進級、卒業、退学及び除籍の基準
- (9) 生徒納付金の種類及び金額並びに定められた納付金以外には徴収しない旨の規定

#### 6 教員に関する事項

- (1) あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則（昭和26年文部省・厚生省令第2号。以下「認定規則」という。）第2条第4号の「専ら学校又は養成施設の管理の任に当たることができる者」とは、他に常勤の職を有する者でないことを意味し、大学の非常勤の講師等との兼務は差し支えないものであること。

また、「あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の教育又は養成に相当であると認められる者」とは、次の各号に該当する者であること。

ア 医事に関する法令に違反して刑事処分を受けたことのない者であること。

イ 禁こ以上の刑に処せられたことのない者であること。

ウ あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の養成に熱意及び能力を有する者であること。

- (2) 認定規則別表第2基礎分野の項に規定する「教授するのに相当と認められる者」とは、次のいずれかに該当する者等をいうこと。

ア 担当科目を含む分野を専攻する大学の教員（助手については、3年以上の勤務経験を有する者に限る。）

イ 担当科目について、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する高等学校の教員の相当教科の免許状を有する者

- (3) 認定規則別表第2 専門基礎分野の項に規定する「これと同等以上の知識及び経験を有する者」とは、次のいずれかに該当する者等をいうこと。
- ア 歯科医師（臨床医学以外の教育内容を教授する場合に限る。）
  - イ 文部科学大臣の認定した学校の大学院修士課程又は博士課程を修了した者
  - ウ 担当科目を含む分野を専攻する大学の教員（助手については、3年以上の勤務経験を有する者に限る。）
  - エ あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則の一部を改正する省令（平成元年文部省・厚生省令第4号。以下「改正規則」という。）による改正前の認定規則別表第3に規定するあん摩マッサージ指圧はりきゅう教員養成機関卒業者又ははりきゅう教員養成機関卒業者（改正規則の施行の際、現に養成施設において教員として勤務していた者に限る。）
  - オ 改正規則による改正前の認定規則別表第3「解剖学生理学衛生学（消毒法を含む。）診察概論臨床各論」の項第3号に該当する者（改正規則の施行の際、現に養成施設において教員として勤務しており、かつ、講習会の受講等によりその資質の向上に努めた者に限る。）
- (4) 認定規則別表第2 専門分野の項に規定する「これと同等以上の知識及び経験を有する者」とは、次のいずれかに該当する者等をいうこと。
- ア (3) のイ又はウに掲げる者
  - イ 改正規則による改正前の認定規則別表第3に規定するあん摩マッサージ指圧師教員、はり師教員又はきゅう師教員（改正規則の施行の際、現に養成施設において教員として勤務しており、かつ、講習会の受講等によりその資質の向上に努めた者に限る。）
- (5) 専任教員のうち少なくとも2人は、あん摩マッサージ指圧はりきゅうの教育に関し、5年以上の経験を有する者とする。
- (6) 2以上の養成施設として認定されている場合は、専任教員は(7)の範囲内で、それぞれの専任教員を兼ねることができること。
- (7) 1教員の1週間当たりの授業時間数は、15時間を標準とすること。
- (8) 教員の出勤状況が確実に記録されていること。

## 7 生徒に関する事項

- (1) 学則に定められた生徒の定員が遵守されていること。
- (2) 入学資格の審査は、卒業証明書又は卒業見込証明書を提出させ確実に行われていること。
- (3) 入学者の選考は、筆記試験、面接試験等により適正に行われていること。
- (4) 入学の時期について厳正な措置がとられ、かつ、途中入学が行われていないこと。
- (5) 転学は、認定施設の相当学年相互の間においてのみ行われていること。

- (6) 学生の出席状況が確実に把握されており、とくに出席状況の不良な者については、進級又は卒業を認めないものとする。
- (7) 健康診断の実施、疾病の予防措置等生徒の保健衛生上必要な措置が採られていること。

## 8 授業に関する事項

- (1) 教育の内容は別添のとおりであること。
- (2) 単位の計算方法については、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、1単位の授業時間数は、講義及び演習については15時間から30時間、実験、実習及び実技については30時間から45時間の範囲で定めること。
- (3) 臨床実習については、1単位を45時間の実習をもって構成すること。
- (4) 昼間過程においては、授業は昼間に行うこと。夜間授業は特にやむを得ないと認められる場合に限り行うこと。
- (5) 夜間過程においては、夜間（午後6時以降）の授業の時間は1日に4時間以内であること。
- (6) 学則に定められていない臨時休校等が行われていないこと。
- (7) 教員が欠勤した場合には可能な限り振替授業を行う等、休講の時間が最小限にとどめられていること。

## 9 実習に関する事項

- (1) 一般患者に対する臨床実習の機会を確保し、技術等の向上を図るため、附属の臨床実習施設において臨床実習の教育を行うこと。
- (2) 附属の臨床実習施設とは、当該養成施設が教育を目的として設置した施設であって、当該養成施設の教員が直接指導に当たり臨床実習を行う施設をいうこと。
- (3) 養成施設以外での臨床実習が行われていないこと。

## 10 校舎及び備品に関する事項

- (1) 図書室を有すること。
- (2) 実習室は、水道設備及び給湯施設を有すること。
- (3) 基礎医学実習室は、生徒数人を一組として実習を行い得るよう机及び椅子が配置されていること。
- (4) はり師きゅう師養成施設においては、実技実習室を2室以上有すること。
- (5) 校舎は、原則として設置者所有のものであること。ただし、賃貸借契約が確実かつ長期にわたるものは差し支えないこと。

- (6) 校舎は原則として他の目的に併用されていないこと。
- (7) 別表に掲げる器械器具、標本及び模型、図書並びにその他の備品を備えること。

#### 11 財政に関する事項

- (1) 養成施設の運営が、財政上健全に行われていること。
- (2) 養成施設の経理が養成施設以外の経理と明確に区分されていること。
- (3) 入学料、授業料等は適当な額であり、学則で定めた以外の生徒納付金は一切徴収していないこと。
- (4) 入学料、授業料等生徒納付金を新設し又は金額を改定する場合は次の事項を記載した経理計画書を新設又は改定しようとする日の遅くとも3か月前までに養成施設の所在地の都道府県知事に提出すること。
  - ア 新設又は改定しない場合に予想される翌年度の経理計画書
  - イ 新設又は改定した場合に予想される翌年度の経理計画書
  - ウ 新設又は改定しようとする生徒納付金名とその金額

#### 12 事務に関する事項

次に掲げる表簿が備えられ、学籍簿については20年間、その他の表簿については5年間保存されていること。

- (1) 学則、日課表及び学校日誌
- (2) 職員の名簿、履歴書及び出勤簿
- (3) 学籍簿、出席簿及び健康診断に関する表簿
- (4) 入学者の選考及び在校する者の成績考査に関する表簿
- (5) 資産原簿、出納簿及び予算決算に関する表簿
- (6) 器械器具、標本及び模型、図書並びにその他の備品の目録
- (7) 往復文書処理簿

#### 13 その他

- (1) 養成施設の生徒の定員については、学籍簿を審査する等の方法により養成施設の所定の定員が厳守されるよう指導されたいこと。
- (2) 認定規則第9条第1項に基づく報告については、遅滞なくかつ確実に行われるよう指導されたいこと。

なお、報告に当たっては、看護師等養成所報告システムを利用して報告を行うこと。
- (3) 無資格の教員による授業が行われることのないよう、免許証、履歴書等により、教員が担当科目を教授する資格があることを確認するとともに、年次報告等を通じて教員の変更があったことを把握した場合には、教員資格を確実に確

認すること。

- (4) 夜間課程においては、授業を行うことができる時間数が限られるため、養成施設の認定等を行うに当たり、1単位当たりの時間数からみて、必要な単位数が確実に履修できる年間授業計画となっていることを確認・指導すること。

#### 14 広告及び学生の募集行為に関する事項

- (1) 広告については、設置計画書が受理された後、申請内容に特段問題がないときに、申請者の責任において開始することができること。また、その際は、設置計画中（指定申請書提出後にあつては指定申請中）であることを明示すること。
- (2) 学生の募集行為については、指定申請書が受理された後、申請内容に特段問題がないときに、申請者の責任において開始することができること。また、その際は、指定申請中であることを明示すること。

学生の定員を増加させる場合の学生の募集行為（従来の学生の定員に係る部分の学生の募集行為を除く。）については、これに準じて行うこと。

様式 1

はり師、きゅう師養成施設設置計画書

1 名称							4 連絡者		
2 位置							氏名		
3 設置者	法人名						役職名		
	所在地						T E L		
							F A X		
5 開設予定 (授業開始)	平成 年 月 授業開始								
6 種類等	はり師養成施設		1 学年定員		名	卒		年課程	
	きゅう師養成施設		1 学年定員		名	卒		年課程	
	はり師・きゅう師養成施設		1 学年定員		名	卒		年課程	
7 専任教員	免許の 種 類	氏名		年齢	担当予 定科目	免許取得年月 (免許番号) 教員資格 (取得年月・証書番号)	本人の 承諾書の 有無	施設長の 承諾書の 有無	
8 建物	土地面積				m <sup>2</sup>	建物面積		m <sup>2</sup>	
	共有部分			あん摩マッサージ指 圧師養成部門		はり師・きゅう師養成 部門		あん摩マッサージ指 圧師・はり師・きゅう 師養成部門	
	室の名称	面積 (m <sup>2</sup> )	室の名称	面積 (m <sup>2</sup> )	室の名称	面積 (m <sup>2</sup> )	室の名称	面積 (m <sup>2</sup> )	
9 臨床実習 施設	実習施設の名称						面積 m <sup>2</sup>		
	所在地								
10 整備に 要する経費	区分	整備方法				金額			
	土地	設置者所有・寄附・買収・その他				千円			
	建物	設置者所有・新築・買収・その他				千円			
	設備					千円			
	合計					千円			
11 資金計画	区分				金額				
	自己資金				千円				



借入金	千円
その他（具体的に )	千円
合計	千円

専任教員に関する調書（医師）

		養成施設名			
氏名		現住所			性別 男・女
生年月日	年 月 日 ( 歳)	医師免許 登録番号	第 号	医師免許 登録年月日	年 月 日
所 属 施設名			現住所		
卒業学校					
職歴	年 月		年 月		
教育歴 (教育にたず さわった経歴)	年 月		年 月		
研究発表又は 論文	年 月		年 月		
担当予定科目					
本人承諾書	有・無		所属長承諾書	有・無	

(記入上の注意)

職歴、教育歴及び研究発表又は論文は、主なものを記入し、一枚にまとめること。

専任教員に関する調書（その他の職種）

		養成施設名			
氏名			現住所		
生年月日	年	月	日	職種	
	( 歳)				
免許 登録番号	第	号		免許登録 年月日	年 月 日
教員資格 の種類			資格取得 年月日	年 月 日	
所 属 施設名			現住所		
卒業学校・ 養成施設名	年 月 卒			専攻	
	年 月 卒			専攻	
職 歴	年	月		年	月
教育歴 (教育にたず さわった経歴)	年	月		年	月
研究発表又は 論文	年	月		年	月
担当予定科目					
本人承諾書	有・無			所属長承諾書	有・無

(記入上の注意)

職歴、教育歴及び研究発表又は論文は、主なものを記入し、一枚にまとめること。

## 承 諾 書

私は、※養成施設名が、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律に基づく養成施設として認定された場合は、当該施設において専任教員に就任することを承諾します。

なお、第一回の卒業生が出るまでの間は、私から専任教員の辞任を申し出ないことを誓約します。

- 一 就任予定年月日 平成 年 月 日
- 二 資格 免許の種類  
免許取得年月日 年 月 日  
免許登録番号 第 号
- 三 教員資格の種類  
資格取得年月日 平成 年 月 日

平成 年 月 日

住 所  
氏 名 (印)

都道府県知事 殿

## 承 諾 書

貴養成施設が、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律に基づく養成施設として認定された場合は、下記の者を平成 年 月 日付で貴施設に転職させることを承諾します。

職名

氏名

平成 年 月 日

所在地

施設名

施設長

(公印)

(養成施設長) 殿

作成上の注意

- 一 原本の写しを提出すること。
- 二 無職又は自営の場合は、本人が承諾した時点で、施設長の承諾書は提出する必要はないこと。

## 添付書類

### 一 設置者に関する書類

#### (一) 設置者が法人である場合

ア 法人の寄附行為又は定款

イ 役員名簿

ウ 法人認可官庁に提出した前年度の事業概要報告書、収支決算書及び財産目録の写

エ 法人がはり師、きゅう師の養成について議決している場合は、その旨を記載した議事録

#### (二) 設置者が法人の設立を予定している場合

ア 認可官庁に提出した申請書

### 二 養成施設の長に関する書類

履歴書(指導ガイドライン六(一)の各号に該当する者であることを明らかにすること)

### 三 建物に関する書類

設計図(平面図の略図でよい)

### 四 整備に関する書類

(一) 土地設置者所有の場合登記書抄本、寄附を受ける場合登記書抄本及び寄附申込書、買収又は賃借の場合見積書

(二) 建物設置者所有の場合登記書抄本、新築、買収又は賃借の場合見積書

### 五 資金計画に関する書類

#### (一) 自己資金

金融機関による残高証明書等

#### (二) 借入金

ア 融資予定額、金融機関名、返済期間及び償還計画等を記載した書類

イ 融資内諾書等があればその書類の写

#### (三) 寄附金等

ア 寄附申込書

イ 寄附をする者の財産を証明する書類

### 六 教育環境に関する書類

周辺の略図

様式 2

はり師・きゅう師養成施設定員変更計画書

1 名称							4 連絡者		
2 所在地							氏名		
3 設置者	法人名						役職名		
	所在地						TEL		
							FAX		
5 変更時期	平成 年 月 授業開始								
6 種類等	養成施設の種類			変更前定員	変更後定員	変更内容			
	はり師			名	名	学級定員の増、その他 ( )			
	きゅう師			名	名	学級定員の増、その他 ( )			
	はり師・きゅう師			名	名	学級定員の増、その他 ( )			
7 専任教員	現在の教員	免許の種類	氏名	年齢	担当予定科目	免許取得年月 (免許番号)		教員資格 (取得年月・ 証書番号)	
	新たに採用する教員	免許の種類	氏名	年齢	担当予定科目	免許取得年月 (免許番号) 教員資格 (取得年月・証書番号)		本人の 承諾書の有無	施設長の 承諾書の有無
8 建物	土地面積		m <sup>2</sup>			建物面積		m <sup>2</sup>	
	共有部分			あん摩マッサージ指 圧師養成部門		はり師・きゅう師養成 部門		あん摩マッサージ指 圧師・はり師・きゅう 師養成部門	
	室の名称	面積 (m <sup>2</sup> )	室の名称	面積 (m <sup>2</sup> )	室の名称	面積 (m <sup>2</sup> )	室の名称	面積 (m <sup>2</sup> )	
9 臨床実習 施設	実習施設の名称				面積				m <sup>2</sup>
	所在地								

(備考)

- 1 建物を増築する場合は、「8 建物」の欄に ( ) 書きで別掲すること。

添付書類

- 1 変更理由書
- 2 過去3年間の受験者数及び入学者数
- 3 専任教員を新たに採用する場合は、専任教員に関する調書（様式1の「専任教員に関する調書」に準ずる）及び承諾書（様式1の「承諾書」に準ずる）
- 4 法人認可官庁に提出した過去3年間の収支決算書及び財産目録の写

別添

教育内容		はり師	きゅう師	はり師 きゅう師	教育の目標
		単位数	単位数	単位数	
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	14	14	14	科学的・理論的思考力を育て、人間性を高め、自由で主体的な判断力を培う内容とする。生命倫理、人権とその尊厳についても幅広く理解できるようにする。 国際化及び情報化社会に対応できる能力を養う。
	人体の構造と機能	13	13	13	人体の構造と機能及び心身の発達を系統立てて理解できる能力を養う。
専門基礎分野	疾病の成り立ち、その予防及び回復の促進	12	12	12	健康及び疾病について、その成り立ちと予防及び回復過程に関する知識を修得し、疾病についての理解力、観察力及び判断力を養う。
	保健医療福祉とあん摩マッサージ指圧、はり及びきゅうの理念	2	2	2	保健医療福祉制度の中におけるあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の位置付けや職業倫理について学ぶ。
専門分野	基礎あん摩マッサージ指圧学 基礎はり学 基礎きゅう学	6	6	7	「あん摩マッサージ指圧」、「はり、きゅう」施術の枠組みと理論を理解し、系統的な「あん摩マッサージ指圧」、「はり、きゅう」施術を行うことのできる基礎的能力を養う。
	臨床あん摩マッサージ指圧学 臨床はり学 臨床きゅう学	8	8	10	「あん摩マッサージ指圧」、「はり、きゅう」施術に必要な知識と技術を修得し、問題解決能力を養う。
	社会あん摩マッサージ指圧学 社会はり学 社会きゅう学	2	2	2	現代社会における現状と課題を踏まえ、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の果たすべき役割について学び、「あん摩マッサージ指圧」、「はり、きゅう」に関しての社会的ニーズの多様化に対応できる能力を養う。
	実習(臨床実習を含む。)	12	10	16	社会的ニーズの多様化に対応した観察力、分析力を養い、適切な施術ができる能力を修得する。
	総合領域	10	10	10	あん摩マッサージ指圧、はり、きゅうは、伝統医療として経験が重視される施術であり、あん摩マッサージ指圧



			<p>学、はり・きゅう学、医学及び人間教育等の学習が総合されて充実したものとなるよう教授する。</p> <p>各学校がそれぞれの特色を発揮した教育を展開することによって、生涯を通じて地域や広く社会の期待に応えることができる能力を養う。</p>
--	--	--	---

別表

<p>器械器具</p>	<p>一 専門基礎科目用          イ 解剖学実習用機器(動物解剖台、動物解剖道具を含む。)          ロ 生理学実習用機器(肺活量計、心電計、筋電計を含む。)          ハ 臨床医学実習用機器(血圧計、聴診器、神経学的検査用具、角度計、握力計、背筋力計を含む。)          ニ 顕微鏡</p> <p>二 専門科目用          イ 消毒・保管機器(煮沸消毒器、(以下はり師に係る認定施設に限る。)          高圧滅菌器、ガス滅菌器、紫外線消毒器)          ロ 皮膚温計、皮膚電気抵抗計、低周波治療器、赤外線治療器及びホットパック</p>
<p>標本及び模型</p>	<p>一 組織標本          二 経穴人形          三 デルマトーム人形          四 人体解剖模型、人体骨格模型(等身大)、関節種類模型(八種以上)、筋模型、          脊髓横断模型、脳及び神経系模型(中枢神経及び末梢神経を含むもの)、          血管循環器系模型、上・下肢解剖模型、人体内臓模型、呼吸器模型、心臓解剖模型、          腎臓及び泌尿器模型及び触覚器模型(外皮)</p>
<p>図書</p>	<p>一 教育上必要な専門図書(千冊以上。ただし、点字図書は、一タイトルを一冊とする。)          二 学術雑誌(二十種類以上)</p>
<p>その他の備品</p>	<p>ベッド及びその附属品(生徒三人につき一組以上)</p>

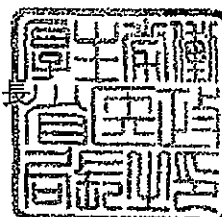
備考

- 一 器械器具並びに標本及び模型については、実習等に必要な数を有すること。
- 二 主として視覚障害者を対象とする養成施設においては、図書に点字図書を含めることが望ましいこと。

医政発第0325013号  
平成17年3月25日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



あん摩マッサージ指圧はりきゆう教員養成機関の指定基準の改正について

あん摩マッサージ指圧はりきゆう教員養成機関については、従来から「あん摩マッサージ指圧はりきゆう教員養成機関の指定基準の改正について」(平成3年7月2日健政発第396号厚生省健康政策局長通知)に基づき運用してきたところである。

今般、諸般の事情により、新たに別添1「あん摩マッサージ指圧はりきゆう教員養成機関の指定基準」及び別添2「あん摩マッサージ指圧はりきゆう教員養成機関の指定手続き」を定め、平成17年4月1日から施行することとしたので、御了知の上教員養成機関を設置しようとする者に対して御指導願いたい。

なお、本通知の施行に伴い、平成3年7月2日健政発第396号厚生省健康政策局長通知「あん摩マッサージ指圧はりきゆう教員養成機関の指定基準の改正について」は廃止する。

また、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師養成施設の設置者には別途通知したので念のため申し添える。

## 〔別添1〕あん摩マッサージ指圧はりきゆう教員養成機関指定基準

あん摩マッサージ指圧はりきゆう教員養成機関（以下「教員養成機関」という。）の指定基準は、次のとおりとする。

- 1 学校教育法第56条第1項に規定する者、旧中等学校令による中等学校を卒業した者又はあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則（昭和26年文部・厚生省令第2号。以下「認定規則」という。）第5条に規定する者であつて、あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許及びきゆう師免許のうち1種類以上の免許を有するものを入学資格とするものであること。
- 2 修業年限は、2年以上であること。
- 3 授業は、昼間に行われるものであること。
- 4 各課程の教育の内容は、別表第1に定めるもの以上であること。
- 5 別表第1に掲げる各科目を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち3人以上は専門科目を教授する専任教員であること。
- 6 専任教員のうち少なくとも1人は、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師の免許を有するものであること。
- 7 教員は、別表第2の左欄に掲げる教育内容について、それぞれ同表右欄に掲げる者であること。
- 8 1学級の定員は、25名以下（主として視覚障害者を対象とする場合は、15名以下）であること。
- 9 同時に授業を行う学級の数を下らない数の普通教室を有すること。
- 10 基礎医学実習室及び実技実習室を有すること。但し、教員養成機関があん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師養成施設（以下「養成施設」という。）に併せて設置される場合において当該養成施設に学生の解剖学等の実習に必要な基礎医学実習室があるときには、これと兼用することができること。
- 11 演習に必要な数の演習室を有すること。
- 12 学生の図書閲覧に必要な閲覧機を備える図書室を有すること。但し、教員養成機関が養成施設に併せて設置される場合において当該養成施設に学生の図書閲覧に必要な閲覧機を備える図書室があるときには、これと兼用することができること。
- 13 普通教室の面積は、学生1人につき2平方メートル以上、基礎医学実習室、実技実習室の面積及び図書室の面積はそれぞれ60平方メートル以上、演習室は演習を行うに適当な面積を有すること。

- 14 標本室、管理室、消毒設備、手洗設備その他必要な施設設備を有すること。
- 15 校舎の配置及び構造は、9から14までに定めるもののほか、教育上、保健衛生上及び管理上適切なものであること。
- 16 教育上必要な器械器具、模型及びその他の備品を有すること。
- 17 教育上必要な専門図書を1000冊以上、学術雑誌を20種類以上有すること。ただし、教育養成機関が養成施設に併せて設置される場合においては、当該養成施設が有する専門図書及び学術雑誌を兼用することができること。
- 18 校舎の構造設備及び図書等について視覚障害者の教育に必要な措置が講じられていること。
- 19 臨床実習施設として1学級の定員数の2分の1以上のベッド数を備えるあん摩、マッサージ、指圧、はり及びきゅうの業務を行う施術所を有すること。ただし、教員養成機関が養成施設に併せて設置される場合において、当該養成施設がこれらの業務を行う施術所を有するときは、当該施術所に備えられたベッド数を上記のベッド数に加算することができること。
- 20 解剖学及び生理学の実習について、医科大学又は大学医学部或いは大学鍼灸学部の協力を得られること。
- 21 医科大学又は大学医学部或いは大学鍼灸学部の図書館の利用について当該医科大学又は大学医学部或いは大学鍼灸学部の承諾を得ていること。
- 22 管理及び維持経営の方法が確実であること。

## 〔別添2〕 あん摩マツサージ指圧はりきゆう教員養成機関の指定手続き

### 第1 指定に係る手続き

- 1 教員養成機関について、厚生労働大臣の指定を受けようとするときは、その設置者は、授業開始予定日の1年前までに様式1による教員養成機関設置計画書を、その所在地の都道府県知事（以下「都道府県知事」という。）を経由して、厚生労働大臣に提出しなければならない。
- 2 厚生労働大臣は、提出された教員養成機関設置計画書により申請に係る教員養成機関の設置計画が適当であるか否かを審査することとし、適当と認められるときは、その旨を都道府県知事を経由して申請者に通知する。この場合、申請者は、授業開始日の6か月前までに次に掲げる事項を記載した申請書を、都道府県知事を経由して、厚生労働大臣に提出しなければならない。
  - (1) 設置者の名称及び主たる事務所の所在地
  - (2) 名称
  - (3) 位置
  - (4) 設置予定年月日
  - (5) 学則
  - (6) 長の氏名及び履歴
  - (7) 教員の氏名及び履歴
  - (8) 校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図
  - (9) 収支予算及びむこう2年間の財政計画

### 第2 変更の承認及び届け出

- 1 厚生労働大臣の指定を受けた教員養成機関（以下「指定教員養成機関」という。）の設置者は、次に掲げる事項を変更しようとするときは、変更予定日の6か月前までに変更事項及び理由を記載した変更承認申請書を、都道府県知事を経由して、厚生労働大臣に提出しなければならない。
  - (1) 学則（1学年の定員、修業年限、教育課程に係るものに限る。）
  - (2) 校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図
- 2 指定教員養成機関の設置者は、専任教員を変更しようとするときは、変更予定日の1か月前までに新旧教員の氏名を記載した変更承認申請書を、都道府県知事を経由して、厚生労働大臣に提出しなければならない。

この場合、新たに採用しようとする教員に関する調書（様式1の教員に関する調書に準ずる。）を添付しなければならない。

3 指定教員養成機関の設置者は、次に掲げる事項を変更したときは、1か月以内に変更事項及び理由を記載した変更届を、都道府県知事を経由して、厚生労働大臣に提出しなければならない。

(1) 設置者の名称及び主たる事務所の所在地

(2) 名称

(3) 位置

(4) 学則（1学年の定員、修業年限、教育課程に係るものを除く。）

(5) 長

4 なお、設置者の変更及び校舎の移転に伴う位置の変更については、変更承認の申請を行うこととする。

### 第3 指定の取消しに係る手続き

指定教員養成機関について、厚生労働大臣の指定の取消しを受けようとするときは、その設置者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、都道府県知事を経由して、厚生労働大臣に提出しなければならない。

1 指定の取消しを受けようとする理由

2 指定の取消しを受けようとする予定期日

3 在学中の学生があるときは、その措置

### 第4 教育状況の報告

指定教員養成機関の設置者は、毎学年度開始後2月以内に様式2による毎年度の教育状況を厚生労働大臣に提出しなければならない。

## あん摩マッサージ指圧はりきゅう教員養成機関課程内容

区 分		あん摩マッサージ指圧師 はり師、きゅう師課程			
		講義	演習	実習	合計
基礎 科目	人文科学・自然科学・社会科学・保健体育・外国語の中から 1科目選択	30	30		60
	小 計	30	30		60
教職 教育 科目	教 育 学 概 論	30			30
	教 育 心 理	60			60
	教 育 方 法	30	60		90
	教 育 実 習			90	90
	小 計	120	60	90	270
専門 基 礎 科 目	人体形態学論(解剖学・病理学)	30	30	45	105
	人体機能学論(生理学・生化学・病態生理・免疫学を含む)	30	30	45	105
	社会医学特論(リハ医学・公衆衛生・医療概論)	30	30		60
	臨床医学論(臨床医学総論・各論)	30	30		60
	小 計	120	120	90	330
専 門 科 目	あん摩マッサージ指圧応用学(あん摩マッサージ指圧理論)	30		45	75
	はり、きゅう応用学(はりきゅう理論)	30		45	75
	あん摩マッサージ指圧臨床学Ⅰ(東洋医学臨床論)	30		45	75
	はり、きゅう臨床学Ⅰ(東洋医学臨床論)	30	30	45	105
	あん摩マッサージ指圧臨床学Ⅱ(東洋医学臨床論)	30	30	45	105
	はり、きゅう臨床学Ⅱ(東洋医学臨床論)	30	30	45	105
	東 洋 医 学 特 論	30	60		90
	臨 床 実 習			720	720
小 計	210	150	990	1,350	
関 連 科 目	医事法規・関係法規	30			30
	医 学 史				
	経 営 管 理 学				
	統 計 学				
小 計	30			30	
	卒 業 論 文		60		60
合 計		510	420	1,170	2,100

(注1)臨床実習は共通180時間、あん摩マッサージ指圧実習270時間、はりきゅう実習270時間。

(注2)よってあん摩マッサージ指圧受講者は1,545時間、はりきゅう受講者は1,575時間



別表第2

基 礎 科 目	教育上の能力があると認められる者
教 育 学 概 論 教 育 心 理 教 育 方 法 教 育 実 習	大学又は短期大学において教育学に関する科目を教授した経験を有する者
人体構造学特論 人体機能学特論 社会医学特論 臨床医学特論	1 大学又は短期大学において基礎医学に関する科目を教授した経験を有する者 2 臨床経験が10年以上ある医師
あん摩マッサージ指圧応用学Ⅰ あん摩マッサージ指圧応用学Ⅱ あん摩マッサージ指圧臨床学 あん摩マッサージ指圧臨床実習	1 臨床経験が10年以上ある医師 2 あん摩マッサージ指圧師の免許を取得してから10年以上実務又は養成施設における教育に従事した者であって、あん摩マッサージ指圧師に関して相当の研究業績があると認められる者
はりきゆう応用学Ⅰ はりきゆう応用学Ⅱ はりきゆう臨床学 はりきゆう臨床実習	1 臨床経験が10年以上ある医師 2 はり師又はきゆう師の免許を取得してから10年以上実務又は養成施設における教育に従事した者であって、はり師又はきゆう師に関して相当の研究業績があると認められる者
東洋医学特論	1 臨床経験が10年以上ある医師 2 あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師の免許を取得してから10年以上実務又は養成施設における教育に従事した者であって、あん摩マッサージ指圧、はり又はきゆうに関して相当の研究業績があると認められる者

様式 1

あん摩マッサージ指圧はりきゅう教員養成機関設置計画書

1 名称						4 連絡者		
2 位置						氏名		
3 設置者	法人名					役職名		
	所在地					電話番号		
5 定員等	1 学年の定員		修業年限	授業開始予定年月日				
	名		年	年 月				
6 専任教員	氏名	年齢	免許の種類	免許番号	免許年月日	教職又は臨床 に係わった期間	養成期間に おける役職名	担当科目
				(県) 第 号		約 年		
7 その他の 教員	氏名	年齢	免許の種類	免許番号	免許年月日	教職又は臨床 に係わった期間	養成期間に おける役職名	担当科目
				(県) 第 号		約 年		

8 教育施設	普通教室	室 延	m <sup>2</sup>	標 本 室	m <sup>2</sup>
	基礎実習室	室 延	m <sup>2</sup>	図 書 室	m <sup>2</sup> (専用・兼用)
	実務実習室	室 延	m <sup>2</sup>	演 習 室	室 延 m <sup>2</sup>
9 臨床実習 施術所	m <sup>2</sup> 床 (専用・兼用)				
	所在地				
10 教育用機 械器具、 標本及び 模型	機械器具	専門器械科用			
		専門科用			
	標 本				
	模 型				
11 図 書	専門図書	冊 (内点字 冊)	学術雑誌	種 類	
12 解剖等の 協力施設	名 称				
	所在地				
13 大 学 図 書 館	名 称				
	所在地				
14 設置者があんま マッサージ師はり師 又はきゅう術の養成施 設を設置している場合 はその内容	養成施設の名称	養成施設の種類	1 学年定員 名	修 業 年 限 年	

教員に関する調査

(専任・その他)

		養成機関名			
氏名	現住所		性別		男・女
生年月日	年 月 日 (才)		免許登録 番 号	( 県 )	免許登録 年 月 日
職 種					
現在の所属	施設名			役職名	
	所在地				
職 歴 (団体役員歴を含む)	年 月			年 月	
教 育 歴					
研 究 発 表 又 は 論 文					
担当予定科目			養成機関の予定役職名		

## 承 諾 書

貴殿があん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則（昭和26年文部省・厚生省令第2号）別表第2に基づく、あん摩マッサージ指圧はりきゆう教員養成機関を設置するに当たり、貴教員養成機関の教職員及び学生が本学の図書館を利用することを承諾します。

平成 年 月 日

(設置者) 殿

大学名

職氏名

公印

## 承 諾 書

貴殿があん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則（昭和26年文部省・厚生省令第2号）別表第2に基づく、あん摩マッサージ指圧はりきゆう教員養成機関を設置するに当たり、「解剖学及び生理学の実習についての協力施設」となることを承諾します。

平成 年 月 日

(設置者) 殿

大学名

職氏名

公印

様式 2

平成 年度あん摩マッサージ指圧はりきゅう教員養成機関定期報告

教員養成機関名		設 置 者	
所 在 地		教員養成機関長名	
電 話 番 号			

1 学年別学生数

入 学 年 月	年 月	課程の種類	区 分			増 加			減 少				4月現在 在学者数
			応募者数	受験者数	入学者数	留年者	転入者	計	留年者	退学者	転出者	計	
年 月 1		あん摩マッサージ指圧課程	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
		はりきゅう課程											
		あん摩マッサージ指圧はりきゅう課程											
年 月 2		あん摩マッサージ指圧課程											
		はりきゅう課程											
		あん摩マッサージ指圧はりきゅう課程											

2 前年度における教育状況の概要

授業実施状況

授 業 科 目	講義・演習 実習の別	規定基準 の時間数	学 則						実 施 状 況								
			1学年	2学年				計	1学年	2学年				計			
		時間															

1時間当たり 分授業

3 過去3年間の学生負担金の推移

項 目	年度	年度	年度(現行)	備 考







6 過去3年間の損益計算書

項 目	年度	年度	年度	備 考
( 利 益 )				
当期不足金				
計				
( 損 失 )				
当期利益金				
計				
前年度繰前利益金				
当期△損益金				
翌年度繰前利益金				